もしもシリーズ　～外国税額控除・相次相続控除～

番外編第２弾、第３弾です。

まず第２弾、『相続財産に国外財産が含まれていたら』のお話です。

南アフリカはさすがに遠いですが、最近は簡単に海外に行けるようになりましたね。海外に住んでいる方もたくさんいます。

波兵衛は実は会社では出世コースに乗っておりカヅオが生まれる前までは海外に赴任していました。でもプネは断固として着いて行かず、ずっと単身赴任だったそうです。

イケイケだった波兵衛は将来日本に帰ることは分かっていましたが、現地に家を買ってしまいました。庭にはプールもついているかなり豪華な家です。ちなみにカヅオの留学先もこの地域にあり、留学中カヅオはこの家で暮らしていました。

そして今回波兵衛が亡くなり、この家も相続されることになりました。この家（土地付です！！）の評価額は4,000 万円でした。取得したのはカヅオで、この取得の際に日本でいえば相続税に該当する税金を 400 万円、現地で徴収されました。

もしもこんな話があったとすると、この財産を取得したカヅオの相続税からこの 400 万円を引いてくれます（この制度を『外国税額控除』といいます）。ちゃんとした算式はありますがあまり登場することのないお話ですので、雑学程度の理解で良いでしょう。こんなのもあるんだなあと頭の隅に留めておいてください。ちなみにこの規程前の相続税額が 400 万円に満たない場合にはその金額で頭打ちです。海外で払った分が多かったとして、日本国がその分を返してくれるということはさすがにありません。

次に第３弾、『波兵衛が亡くなったのが相続で財産をもらいたての時だったら』です。

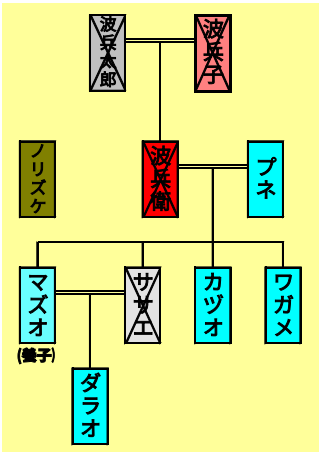

(図1)

波兵衛は意外に多くの貯金を持っていましたね。家まで建てているのに借金も残していない（ツケは１００万もありましたが、おそらく大半はマズオやノリズケが原因でしょう）。大家族を支える大黒柱にしてどんな風にお金を貯めていたのでしょう。宝くじでもあたったのでしょうか。

実は 3 年前に波兵衛の母『波兵子（ナミベコ）』が亡くなり波兵衛は相続により預金を取得していました。

波兵衛の父『波兵太郎』は既に亡くなっていたので、相続人は波兵衛一人。もらった財産は 1 億円で、600 万円の相続税を納めていました。

もしもこんな話があったとしたらどうでしょう。3 年前に相続税が課された財産に、今回もう一度相続税がかかることになります。相続税は本来長い年月をかけて築きあげた財産にかける税金です。そのため、相続が連続で発生した場合には負担を軽減してもらえる制度があります（この制度を『相次相続控除』といいます）。こちらについても算式は省略して、２つのポイントを紹介します。１つ目は、前回の相続から１０年以内に起こった相続に対して適用があるということです。ただし 1 年ごとに対象となる金額は逓減していきますので、3 年経過している今回は 7/10 部分の 420 万円が控除対象になり、今回取得した財産に応じて各相続人に割り振られます。2 つ目は、適用を受けられるのは相続人のみだということです。相続放棄をしたマズオや、相続人ではないのに今回財産をもらうことが出来たノリズケは控除対象者にはなりません。

ダ『なんだかよくわからないです～』

プ『こういうのを書き手の自己満足（じこまんぞく）って言うのよ』